

# 尼崎市運動指導員体力サポート事業委託仕様書

## 1 業務名

尼崎市運動指導員体力サポート事業

## 2 目的

本市児童生徒の体力・運動能力は、全国・県平均と比較すると低い水準にあることから、児童生徒の実態を的確に掴むため、全小学校、中学校での体力テストを実施しているが、小学校は専科教員が体育科を指導していないことから、小学校に正確な体力テスト測定方法や体育科授業において体力テストの結果を踏まえた効果的な運動方法について助言するなど運動指導員が訪問し、サポートすることで児童の体力・運動能力の向上を図るとともに教員の指導力向上を目的とする。

## 3 業務内容等

- (1) 新体力テスト実施時における測定補助
- (2) 新体力テスト実施時における担当教員に対する正しい測定方法や測定のポイントの助言
- (3) 新体力テスト実施時における担当教員及び児童に対する効果的な準備運動等の助言
- (4) 体育科授業における効果的な運動指導の助言
- (5) 訪問サポートに係る必要な事前打ち合わせ（会場や用具の確認が必要な場合は、学校で行う。）
- (6) 教員の体育科指導力向上を目的とした研修会

## 4 業務履行場所及び業務時間

- (1) 業務実施場所は尼崎市立小学校（41校）とあまよう特別支援学校の体育館及びグラウンドとする。
- (2) 指導員の交通費については、契約額に含めること。なお、本市では、運動指導員の小学校までの送迎を行わない。
- (3) 訪問サポートに係る打ち合わせを学校又は電話等で適宜行うが、必要となる費用については、契約額に含めること。
- (4) 1回の訪問サポートは、原則90分とする。

※ 45分(1授業)×2授業=90分

ただし、小学校との協議により、45分(1授業)のみのサポートを行うこととなった場合は、0.5回として計算する。

- (5) 1回の訪問サポートにかかる経費の上限は、7,502円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。
- (6) 訪問サポートする小学校は、サポートを希望する小学校からの申請を受け、教育委員会が決定する。なお、訪問回数の上限は300回程度とする。
- (7) 指導日当日に中止となった場合は、当日実施予定分は支払いの対象とする。

## 5 運動指導員

- (1) 運動指導員については、当該領域の専門性に優れ、堪能かつ安全に実技指導ができる者、学校教育活動を理解し実技指導できる者とする。
- (2) 運動指導員の選定に当たっては、業務内容と対象児童（学年）に応じて適切な人選を行うこと。

## 6 支払方法

- (1) 半期に1回、別紙1の業務実施報告書を提出すること。
- (2) 支払条件は、下記の通りとする。

業務実施期間	支払時期	支払金額
令和8年4月18日～令和8年9月30日	9月末締として、適法な請求を受けた日から30日以内	出来高払い
令和8年10月1日～令和9年3月31日	3月末締として、適法な請求を受けた日から30日以内	出来高払い

※出来高に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

## 7 再委託の制限

受託者が本業務の全部を第三者に委託することを禁止する。業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先、本市委託に対する管理方法等の必要事項を明記の上、事前に本市に書面により提出し、承認を得なければならない。本市が再委託を承認した場合は、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

## 8 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を扱う場合は、尼崎市個人情報保護条例を遵守するとともに、尼崎市情報セキュリティポリシーに準拠した取扱いを行うこと。
- (2) 受託者は、委託契約期間中及び、委託契約期間終了後において、いかなる理由によっても業務上知りえた事項を他人に漏らし、またはこれを本委託業務以外に使用してはならない。

## 9 契約保証金

尼崎市契約規則31条に基づき、契約金額の100分の5に相当する契約保証金に契約締結時に納付すること。ただし、尼崎市契約規則第32条の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

## 10 緊急時の対応等

緊急の事態が発生した場合、直ちに電話等により、業務遂行場所の学校長及び教育委員会に連絡するとともに、業務が円滑に履行できるように対処しなければならない。

サポート時に事故等緊急の事態が発生した場合は教員の指示に従った上対応すること。

## 11 その他

この仕様に定めのない事項について疑義のある場合は双方協議、合意の上で決定する。

## 12 問い合わせ先

尼崎市教育委員会事務局 学校教育部 学校教育課

所 在 地 〒661-0024 尼崎市三反田町1丁目1番1号

尼崎市教育・障害福祉センター3階

電話番号 06-4950-5685

F A X 06-4950-5658

E-mail ama-school-edu@city.amagasaki.hyogo.jp